

厚岸町林道橋長寿命化計画
(個別施設計画)

令和3年1月

厚 岸 町

1. 基本的事項

厚岸町が管理する林道は3路線で、そのうち林道橋梁は3橋あります。

3橋とも架設から5年以上が経過しており、今後、橋梁の補修・架替えに要する経費が発生することが見込まれることから、可能な限りコスト縮減するための取組が不可欠です。

林野庁や北海道では、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、管理する施設の維持管理・更新等に係る中期的な取組方針を示しています。

これを踏まえ、厚岸町においても林道橋梁の長寿命化と補修・架替えに係るトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図るとともに、町内林野の整備・管理に係る車両通行の安全性を確保するため、「厚岸町林道橋梁長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、従来の事後保全的な補修・架替えだけでなく、定期点検等により橋梁の現状を把握し、予防的な補修及び計画的な架替えを着実に進めていきます。

2. 対象施設

本計画の対象とする施設は、厚岸町が管理する林道に架かるすべての橋梁とします。

表1 厚岸町が管理する林道橋梁

番号	橋梁名	路線名	建設年	供用年数	種別
1	緑流橋	尾幌線	平成15年	18年	PC橋
2	緑映橋	尾幌線	平成16年	17年	鋼橋
3	サツテベツ橋	サンヌシ線	平成27年	5年	PC橋

3. 計画期間

この計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、5年ごとに見直します。

4. 施設の優先度

点検結果による橋梁ごとの健全性の判定及び管理区分の順位に基づいて優先度を設定します。

健全性の判定区分は4区分とし、緊急措置段階を優先度のとし都市予防保全段階までの区分の順に順位付けをしました。同じ健全性の判定区分にある橋梁については、管理区分の順位に基づいて優先順位を設定しました。設定した優先度については、別紙「橋梁改

良の優先順位」に示すとおりです。

なお、健全性の判定区分及び管理区分の順位については次に示すとおりです。

1) 点検結果による健全性の判定

令和2年度に点検を実施し橋梁ごとの健全性を判定しました。

表2 健全性の考え方と橋梁数

区 分		状 態	橋梁数
I	健 全	林道橋梁の機能に支障が生じていない状態	3 橋
II	予防保全段階	林道橋梁の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	—
III	早期措置段階	林道橋梁の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	—
IV	緊急措置段階	林道橋梁の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が高く、緊急に措置を講じないと通行に支障がある状態	—
要詳細調査		詳細調査を行い措置段階を判定	—

※要詳細調査の橋梁についても補修を行う橋梁に含みます。

2) 管理区分の順位

橋梁を管理及び施業の利用区分に分けて設定しました。

表3 管理区分の考え方と橋梁数

順位	優先度の適用条件	橋梁数
①	全区間開放林道※でかつ橋長 15m 以上の長大橋であるもの。(長大橋：通行の危険度や事故の損傷の度合いが大きい)	1 橋
②	全区間開放林道※であるもの(橋長 15m 未満)	1 橋
③	開放(区間)林道※、または森林施業(運材作業)が5年以内に見込まれるもので橋長 15m 以上の長大橋であるもの	1 橋
④	開放(区間)林道※、または森林施業(運材作業)が5年以内に見込まれるもの(橋長 15m 未満)	
⑤	森林施業(運材作業)及びその他の森林施業が今後 10 年以内に見込まれるもの	
⑥	今後 10 年以内に森林施業が見込まれないもの	

※全区間開放林道とは、集落間を結ぶ幹線的な林道で、森林施業関係以外の一般車両も含め常時開放しているもの

※開放(区間)林道とは、林道沿線の区間に農地、人家、倉庫などがあり、一般車両の使用頻度が高いもの

5. 施設の状況等

本計画の策定に当たって実施した点検・診断により把握された施設ごとの破損等の状態及び費用、計画期間、実施時期については、別紙「林道橋一覧表」に示すとおりです。

6. 対策内容と実施時期

令和2年度の点検結果により橋梁ごとの健全性の判定を行い補修・架替えの診断を行った結果、3橋とも健全性の判定区分がI（健全）であるものの維持管理程度の補修及び経過観察が必要です。

また、次の定期点検は令和7年度に実施しますが、場合によっては塗装塗替え調査の実施が必要です。

表4 補修・架替え別の実施時期と橋梁数

区 分	前 期 (令和3年～令和7年)	後 期 (令和8年～令和12年)
架 替 え		
補 修 (維持管理程度)	2 橋	2 橋
点 検	3 橋	3 橋
事 業 費		1,500 千円

7. 対策費用

この対策費用は計画策定時点における概算であり、具体の工事発注時における詳細な設計や社会情勢の変化等により、金額が変動する場合もあるため5年ごとに見直します。